第２編　公共施設アクションプランの策定（策定の流れ）

7 アクションプラン

7.1 アクションプランの考え方

「施設分類別計画」「地域別計画」「長期修繕計画」及び「長寿命化計画」の４つのアクションプランは、対象となる施設を「公共施設」「インフラ施設」「検討対象外施設」の３つに区分し、それぞれの施設についてのアクションプランは以下のとおりです。

7.1.1 公共施設

⑴「施設分類別計画」及び「地域別計画」

①「施設分類別計画」

施設分類別計画とは、施設分類ごとに策定する計画です。

建物の状況（建築年、安全性など）や施設の稼働率、提供しているサービス、さらには施設が設置された経緯や市の施策との整合性などから、今後の取扱いと優先度を個々の施設ごとに示す計画です。

施設の方向性を示すとともに、その優先順位、更新等が必要な場合にはそのための概算事業費、実施予定年度も計画に盛込むこととなります。

計画策定後は策定された各「施設分類別計画」間において調整を図り、次の「地域別計画」の策定につなげていくことになります。

② 地域別計画

地域別計画とは、策定された各「施設分類別計画」間における調整により、優先的に取組むこととされた該当施設が立地する地域又はその一部において、周辺施設を含めた公共施設群を対象として策定する再編・再配置計画です。

策定にあたっては地域住民の方々等と一緒になって市民参加により策定していきます。

策定完了後はこの計画に基づいて、実際に再編・再配置に取り掛かっていくことになります。

およそ５年を１サイクルとして策定し、策定が完了した「地域別計画」から実行に移していくことになります。（市域において単独的な施設の場合、施設分類別計画の策定を省略し、その施設の優先度が高い場合は施設が立地する地区等の「地域別計画」に着手します。）

⑵「長期修繕計画」

今後も維持・存続を図っていく施設については、これまでの「事後保全」から、計画的に保守・修繕を行う「予防保全」に転換を図ることで施設の長寿命化に努め、コストの縮減と、更新費用の平準化を推進していきます。

今後新たに整備する施設については、供用開始時点から「長期修繕計画」を備えるものとし、既存の施設については比較的新しいものから順次、再度建物等の状況を診断などを実施し把握した上で、「長期修繕計画」の策定を進めていきます。

7.1.2 インフラ施設

インフラについては、今後も維持していくことを基本とし、長寿命化による延命化や、コスト縮減を目指すために、施設ごとに長寿命化計画を策定していきます。

7.1.3 検討対象外施設

対象外施設は「一部事務組合の管理する施設」と、「共同設置施設」がこれに該当します。

「一部事務組合の管理する施設」は、２つ以上の公共団体が事務の一部を共同で処理するために設けた一部事務組合の管理する施設であり、本市が単独で管理・運営している施設ではないため、検討対象外施設とします。本市においては、近隣の市町との間で５つの一部事務組合を設置しています。

「共同設置施設」は、本市や県、周南地域の市町が出捐して設立した「公益財団法人　周南地域地場産業振興センター」が管理している施設であり、本市が単独で管理・運営している施設ではないため、検討対象外施設とします。

これらの検討対象外施設については、各関係機関との協議の上、今後の方向性について検討していきます。

7.2 「施設分類別計画」の策定

「7.1.1 公共施設」の「①「施設分類別計画」」の策定については、施設分類ごとに以下のフローに従って行います。

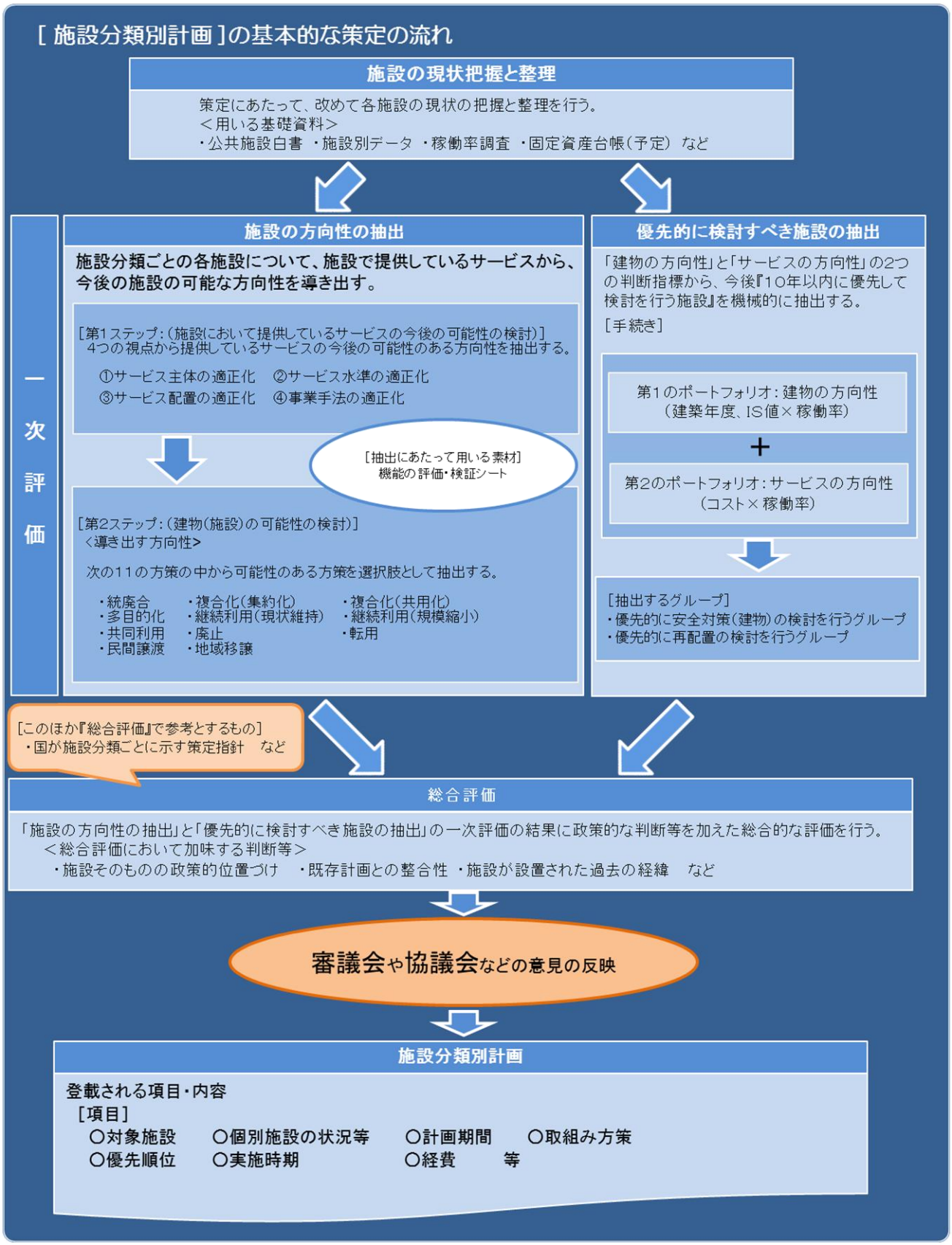

7-1 施設分類別計画の基本的な策定の流れ

7.2.1 施設の現状把握と整理

最初に、施設分類中の個々の施設について、改めて「公共施設白書」や「施設別データ」「稼働率調査票」などを活用して、その時点での現状の把握と整理を行います。

7.2.2 一次評価

施設の現状把握と整理を踏まえた上で、「一次評価」を実施します。

一次評価は個々の施設についてそれぞれ「施設の方向性」を抽出する作業と、施設分類中において今後 10 年以内に優先的に検討すべき施設の抽出作業を行います。

(1)「施設の方向性」を抽出する作業

この作業は、施設において提供しているサービスに着目し、そのサービスについての今後の考えられる方向性から、施設の状況を加味して、施設の想定される方向性（選択肢）を導き出します。

導き出される方向性（選択肢：取組み方策の種類）については以下の図のとおりです。

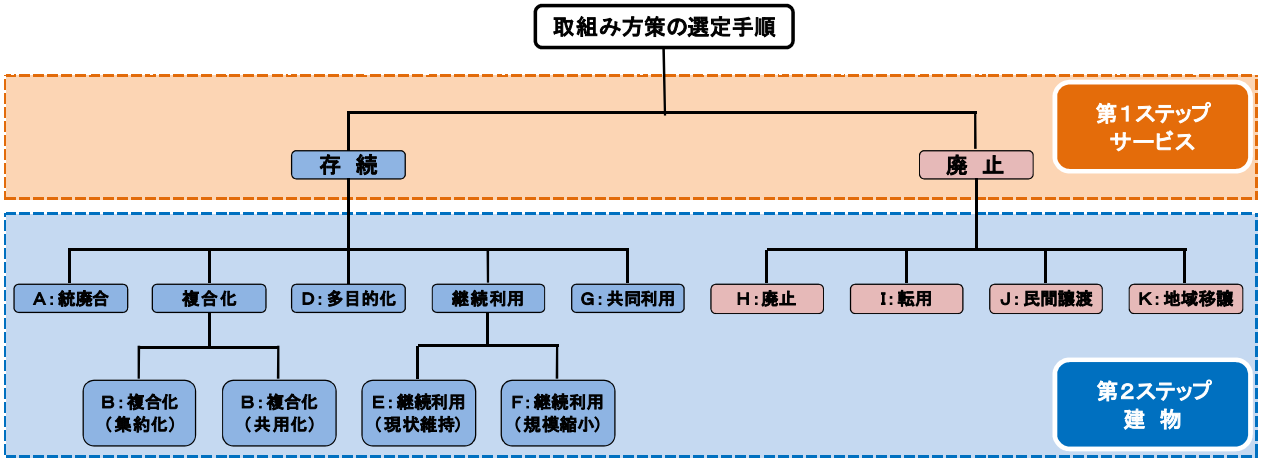

取組み方策の種類	内容
「A:統廃合」	同じ施設分類で同様のサービスを提供する施設同士で統廃合を実施します。
「B:複合化（集約化）」	施設分類が異なるが施設同士を複合化により集約化します。
「C:複合化（共用化）」	施設分類が異なるが同様のサービスを提供する施設のうち、共用が可能な建物やスペースを複合化により共用します。
「D:多目的化」	施設が比較的新しくスペースに余裕がある場合に、古い施設の機能を取り入れて多目的化します。
「E:継続利用（現状維持）」	現状維持のまま継続的に利用します。 ※サービスの向上やコストの見直しについて検討します。
「F:継続利用（規模縮小）」	継続的に利用しますが、利用状況等により規模を縮小します。 ※サービスの向上やコストの見直しについて検討します。
「G:共同利用」	市の公共施設を他自治体等と共用し、他自治体等とコスト分担します。
「H:廃止」	施設を廃止します。
「I:転用」	施設自体は利用可能であるため、他用途に転用します。
「J:民間譲渡」	施設自体は利用可能であるため、民間へ譲渡（売却）します。
「K:地域移譲」	施設自体は利用可能であり、利用が地域に限定している場合、地域へ移譲します。

表 7-1 施設の方向性を抽出する作業において導き出される方向性（選択肢）

1) [第 1 ステップ]施設において提供しているサービスの今後の可能性の検討

提供しているサービスについて、「サービス主体の適正化」「サービス水準の適正化」「サービス配置の適正化」「事業手法の適正化」という 4 つの視点から、その視点ごとにサービスの今後の方向性を検討します。

2) [第 2 ステップ]建物の方向性の検討

第 1 ステップにおいて 4 つの視点ごとに出されたサービスの方向性（選択肢）に従って、それぞれの建物（施設）の方向性（選択肢）を抽出します。

サービスにおける 4 つの視点の内容と、サービス及び建物（施設）の方向性との関係については、以下のとおりです。

表 7-2 4 つの視点の内容とサービス及び建物(施設)の方向性 1/2

項目	適正化の意味・視点	サービスの今後の可能性の検討 （機能の評価・検証シートによる評価）	今後の可能性があるサービスの方向性	サービスの視点からの「建物の方向性」の検討 （機能の評価検証シートによる評価）	導き出された「実現の可能性がある建物の方向性」
サービス主体の適正化	”市がサービスの提供を続けなければならないか？”といった視点から民間サービスによる代替性を検討 ⇒サービスを維持しながら施設を廃止するなどすることで、トータルコストの削減が可能となる	◇ 代替性（民間参入の可能性） ① 民営化の可能性がある ◇ 代替性（民間参入の可能性） ③ 市が自ら運営主体として関与する必要性が低い ◇ 公共性（必需性） ③ 法律等による設置義務付けなし	◇ サービス廃止 ※左の項目の全てに該当する場合	◇ 有効性（互換性） ② 同種、類似の民間施設の存在 存在しない ⇒ 存在する ⇒	 ◇民間譲渡の可能性 ◇廃止の可能性
		◇ 有効性（互換性） ② 同種、類似の他自体施設等が存在する	◇ サービス存続	同種、類似の他自体施設等が存在する ⇒	◇共同利用の可能性
		◇ 有効性（互換性） ③ 補助金などの代替施策で対応可能	◇ サービス廃止	補助金などの代替施策で対応可能 ⇒	◇廃止の可能性
サービス水準の適正化	”施設の量（数、面積）は現状のままでよいのか？”といった視点から、市民ニーズ等の変化に合った施設数や規模（延べ床面積）の見直しの可能性を検討 ⇒施設数や規模を削減することでトータルコストの削減が可能となる	◇ 公共性（公益性） ① 設置目的の意義が低下している ◇ 公共性（公益性） ② 利用実態が設置目的に即していない ◇ 公共性（公益性） ③ サービス内容が設置目的に即していない	◇ サービス廃止 ※左の項目のうち1項目でも該当する場合	◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒ 建築から30年未満の施設 ◇ 有効性（互換性） ① 利用圏域 地域以外 ⇒ 地域 ⇒	 廃止の可能性 転用の可能性 地域譲渡の可能性
		◇ 有効性（利用度） ① 過去3年間の利用者数が減少 ◇ 有効性（利用度） ③ 今後の利用者数が減少見込み ◇ 有効性（互換性） ② 同種、類似の市施設が存在	◇ サービス存続 ※左の項目の全てに該当する場合	◇ 統廃合による施設数の削減 統廃合が可能な施設が周辺にある ⇒ 統廃合が可能な施設が周辺にない ⇒	 ◇統廃合の可能性 ◇継続利用（規模縮小）の可能性

表 7-3 4つの視点の内容とサービス及び建物（施設）の方向性 2/2

項目	適正化の意味・視点	サービスの今後の可能性の検討 （機能の評価・検証シートによる評価）	今後の可能性があるサービスの方向性	サービスの視点からの「建物の方向性」の検討 （機能の評価検証シートによる評価）	導き出された「実現の可能性がある建物の方向性」
サービス配置の適正化	”サービスを提供する建物や場所を見直せば、コスト削減やサービスの向上につながらないか？”といった視点から、サービス提供に資する建物の総量の削減の可能性を検討 ⇒施設の集約化等により、更新経費やランニングコストの削減が可能となる	◇ サービス集約のメリットを定性的に評価 ・複合化（集約化）の検討	◇ サービス存続	◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒	複合化（集約化）の可能性
		◇ 個別施設のサービス内容を評価 ・サービス内容の重複 ・貸館の稼働率	◇ サービス存続	◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒	複合化（共用化）の可能性
		◇ 有効性（利用度） ① 過去3年間の利用者数が減少 ◇ 有効性（利用度） ③ 今後の利用者数が減少見込み	◇ サービス存続 ※左の項目のうち1項目でも該当する場合	◇ 施設規模が600㎡以上で建築から.30年を経過していない ⇒	多目的化の可能性
事業手法の適正化	”サービスの提供や建物の整備そのものも民間に任せることができないか？”といった視点から民間活用によるコスト削減やサービス向上の可能性を検討 ⇒民間のノウハウ等を活用することにより、コスト削減が可能となる	◇ 代替性（民間参入の可能性） ② 民間事業者のノウハウの活用が期待できる ◇ 効率性（コスト） ① 過去3年間のコストが増加 ◇ 効率性（コスト） ② 利用者1人当たりのコストが高い ◇ 効率性（コスト） ③ 受益者負担の割合が妥当ではない	◇ サービス存続 ※民間事業者のノウハウの活用が期待でき、かつ効率性①又は②の項目のどれか1つが該当する場合 ※受益者負担の割合の妥当性が低い場合		◇民間活力の拡大（指定管理、PFI/PPP）の可能性 ◇受益者負担の見直しの可能性

なお、第１ステップ及び第２ステップの作業においては、それぞれ以下の「機能の評価・検証シート」や施設別データを用いて、機械的に作業を行います。

表 7-4 機能の評価・検証シート

評価項目	検証項目（a,b,c から選択）		
公共性	公益性	①今日的な視点から、設置目的の意義が低下していないか。	a：いない　b：低下しつつある　c：いる
		②利用実態が設置目的に即したものとなっているか。	a：いる　b：無くなりつつある　c：いない
		③サービス内容が設置目的に即したものになっているか。	a：いる　b：低下しつつある　c：いない
	必需性	①市民の安心・安全の確保など、市民生活を営む上での重要性は高いか。	a：高い　b：さほど高くない　c：低い
		②市の施策を推進する上での必要性は高いか。	a：高い　b：さほど高くない　c：低い
		③法律等により設置が義務づけられているか。	a：いる　b：法定だが必置ではない　c：いない
有効性	利用度	①過去3年間（H22～24）の利用者数の推移はどうか。	a：増加（3年連続）　b：横ばい（a，c以外） c：減少（3年連続）
		②幼稚園や保育園、入居施設など、充足率(H24)はどうか。 ※該当施設のみ回答	a：高い（90%以上）　b：さほど高くない（70～89%）　c：低い（70%未満））
		③今後の人口減少社会にあって、利用者数の見込みはどうか。	a：増加見込み　b：横ばい　c：減少見込み
	互換性	①当該施設の利用実態から、利用圏域はどうか。	a：広域　b：準広域　c：地域
		②利用圏域の中で、同種、類似の施設は存在するか。（本市が保有する施設に限らず、県施設、民間施設も含む。）	a：しない　b：するが市内にない　c：する
		③補助金などの代替施策で対応できるものか。（ハコモノ以外で）	a：不可能　b：検討の余地あり　c：可能
代替性	民間参入の可能性	①行政以外にサービスを提供する民間事業者等の存在を確認し、民間参入の可能性はどうか。（民営化の可能性の検討）	a：不可能　b：検討の余地あり　c：可能
		②施設運営に民間事業者等のノウハウの活用が期待できるか。（指定管理者制度及び包括管理業務委託の導入の検討） ※指定管理者制度導入済施設は回答不要	a：不可能　b：検討の余地あり　c：可能
		③市が施策を推進するにあたって、市が自ら運営主体として関与しなければならない施設かどうか。	a：高い　b：さほど高くない　c：低い
効率性	コスト	①過去3年間(H22～24)の利用者1人当たりのコストの推移はどうか。	a：減少（3年連続）　b：横ばい（a，c以外） c：増加（3年連続）
		②平成24年度の利用者1人当たりのコストはどうか。	a：低い　c：高い
		③平成24年度の収入と支出の状況から、受益者負担の割合の妥当性はどうか。 ※公の施設のみ回答	a：適正（50%以上）　b：検討の余地あり（30～49%）　c：不適正（30%未満）

① サービス主体の適正化

“市がサービスの提供を続けなければならないか？”といった視点から、民間サービスによる代替の可能性を検討します。

【 (1)-1 】

- 民間施設によるサービス提供の事例がある

サービス廃止

【実現の可能性がある建物の方向性】

サブ評価項目

✓ 有効性（互換性）

⇒②同種、類似の民間施設の存在

＜評価項目＞

✓ 代替性（民間参入の可能性）

⇒①民営化の可能性の検討_c:可能

✓ 代替性（民間参入の可能性）

⇒③市が自ら運営主体として関与する必要性_c:低い

✓ 公共性（必需性）

⇒③法律等による設置義務づけ

_c:いない

または、b:法定だが必置ではない

※上記評価項目すべてが該当する場合

互換性②:C:存在する以外

- 民間譲渡によるサービス継続

⇒「J:民間譲渡」の可能性あり

互換性②:C:存在する

- 公共施設の廃止［民間施設によるサービス代替］

⇒「H:廃止」の可能性あり

＜廃止のイメージ＞

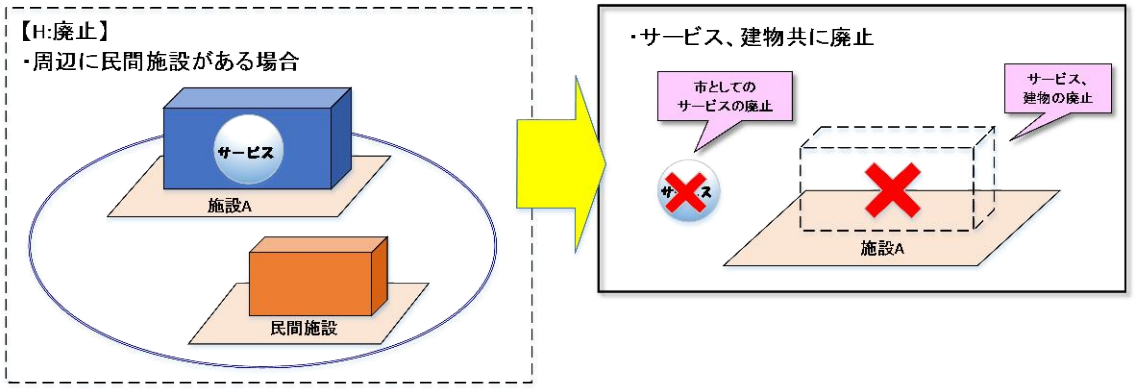

＜民間譲渡のイメージ＞

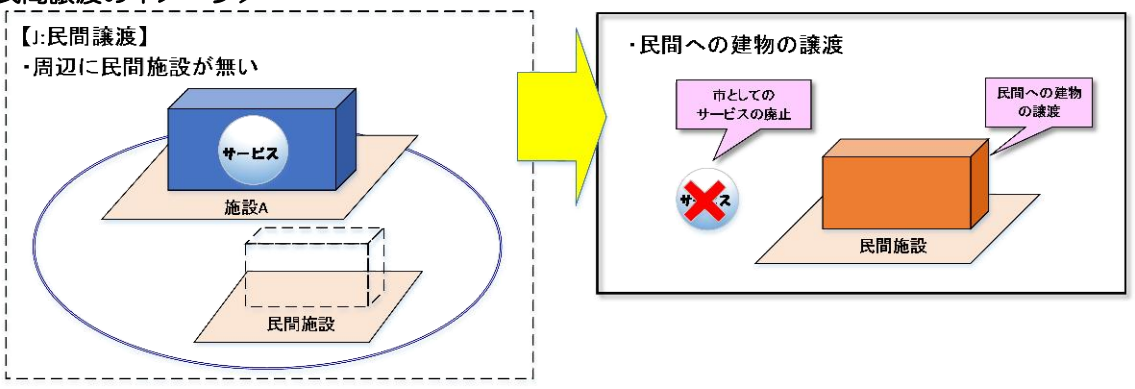

【 (1)-2 】

- 市内に、同様のサービスを提供する国県の公共施設がある
- 周辺自治体で、本市からアクセスの良い場所に、同様のサービスを提供する公共施設がある

サービス存続

サービス廃止

【実現の可能性がある建物の方向性】

- 他自治体の公共施設を共同利用［コストを分担して国県等の施設を共同利用］
  ⇒**「G:共同利用」の可能性あり**
- 補助金などの代替施策で対応可能な場合には公共施設を廃止する
  ⇒**「H:廃止」の可能性あり**

＜評価項目＞

✓ 有効性（互換性）
⇒②同種、類似の他自治体施設等の存在_ｃ:する

✓ 有効性（互換性）
⇒③補助金などの代替施策で対応_c:可能

※上記評価項目のうち１項目でも該当する場合

＜共同利用のイメージ＞

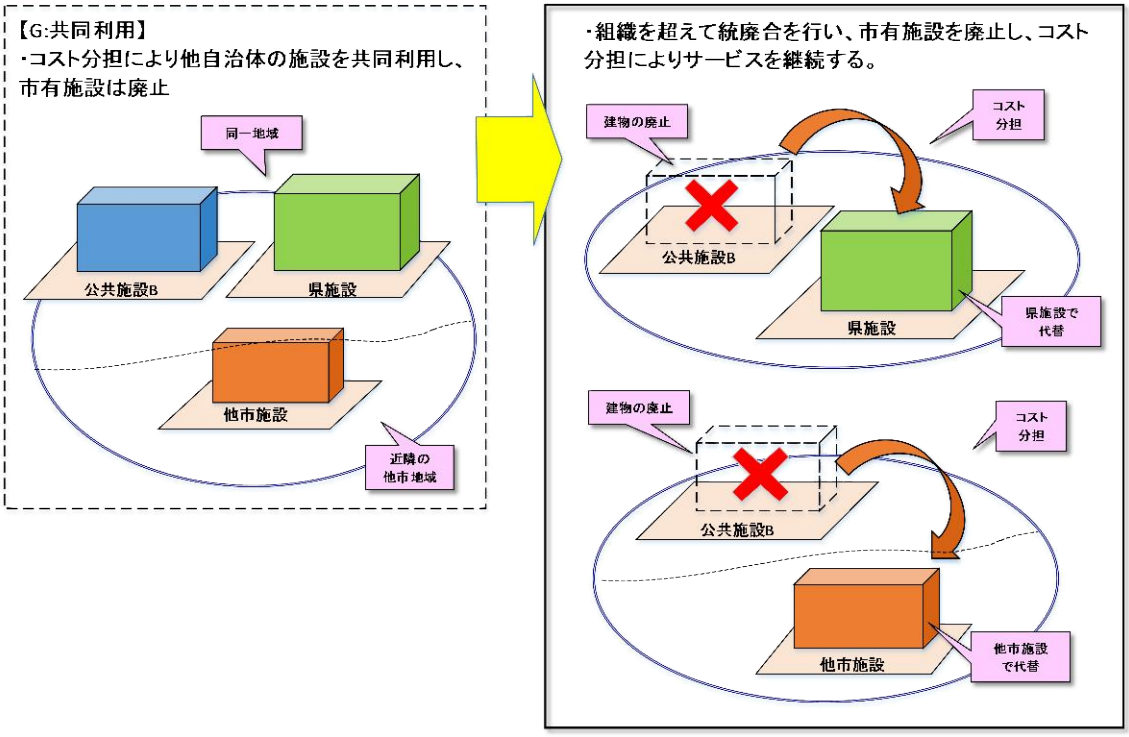

② サービス水準の適正化

“施設の量（数、面積）は現状のままでよいのか？”といった視点から、市民ニーズ等に合わせた施設数や規模（延床面積）の見直しの可能性を検討します。

【 (2)-1 】

・施設本来の目的が達成されている、施設整備当時と状況が変化している

＜評価項目＞

✓ 公共性（公益性）
⇒①設置目的の意義の低下
_c:低下

✓ 公共性（公益性）
⇒②利用実態が設置目的に即している
_c:いない

✓ 公共性（公益性）_
⇒③サービス内容が設置目的に即している
_c:いない

※上記評価項目のうち１項目でも該当する場合

サービス廃止

【実現の可能性がある建物の方向性】

サブ評価項目
✓ 建物の老朽化程度
⇒建築から 30 年以上経過しているかどうか
⇒**建物が利用可能かの評価**

30 年以上経過している

30 年以上経過していない

サブ評価項目
✓ 有効性(互換性)
⇒①利用圏域_c:地域
⇒地域移譲の可能性評価

互換性① c:地域以外

互換性① c:地域

【建物が老朽化】
・用途廃止
⇒**「H:廃止」の可能性あり**

【建物が利用可能、地域のみ利用】
・地域への移譲
⇒**「K:地域移譲」の可能性あり**

【建物が利用可能】
・他用途への転用
⇒**「I:転用」の可能性あり**

＜廃止のイメージ＞

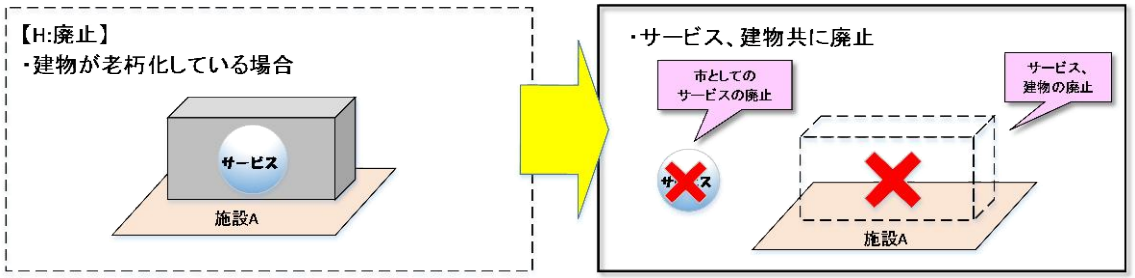

＜転用のイメージ＞

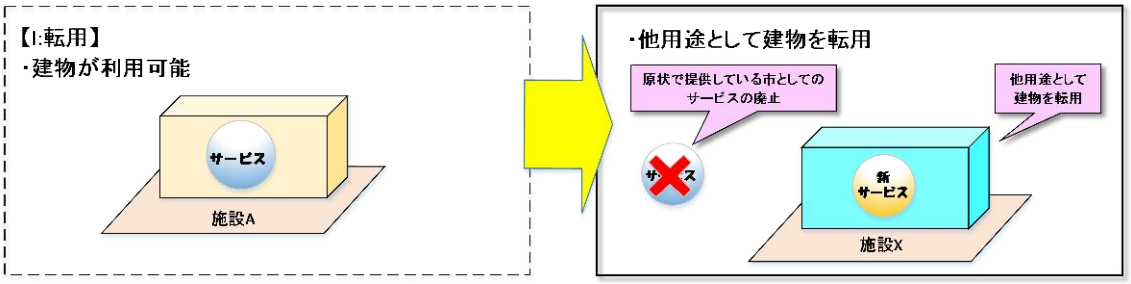

＜地域移譲のイメージ＞

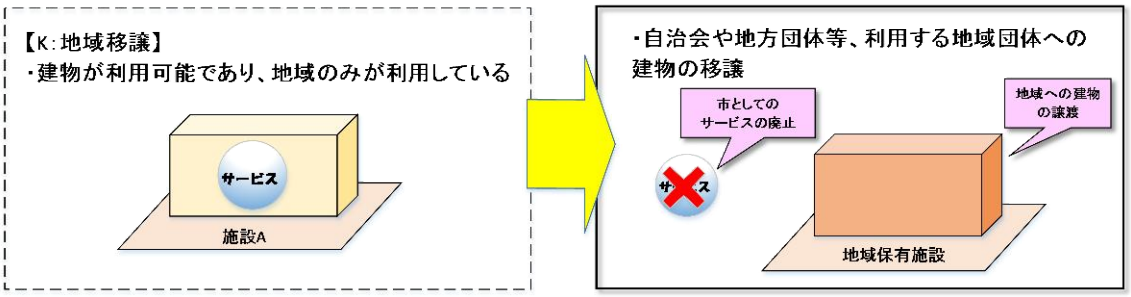

【 (2)-2 】

- 施設の利用が少ない、利用者・対象者の減少が見込まれる
- 同種施設が複数配置されている

サービス存続

【実現の可能性がある建物の方向性】

- 統廃合による施設数の削減
  （※統廃合される施設の建物は原則処分）
  ⇒**「A:統廃合」の可能性あり**
  又は
- 施設の規模縮小［減築、専有面積の削減（※空きスペースの発生）、更新時に建物規模を縮小］
  ⇒**「F:継続利用（規模縮小）」の可能性あり**

＜評価項目＞

✓ 有効性（利用度）
⇒①過去３年間の利用者数_c:減少

✓ 有効性（利用度）
⇒③今後の利用者数の見込み_c:減少見込み

✓ 有効性（互換性）
⇒②同種、類似の市施設等の存在_c:する

※上記評価項目のうち全ての項目項が該当する場合

＜統廃合のイメージ＞

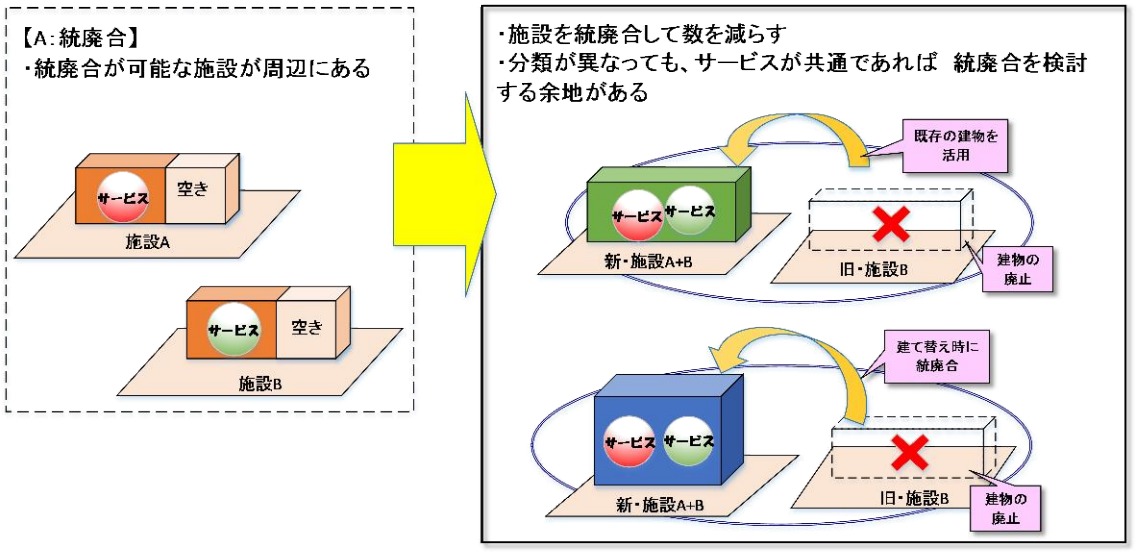

＜継続利用（規模縮小）のイメージ＞

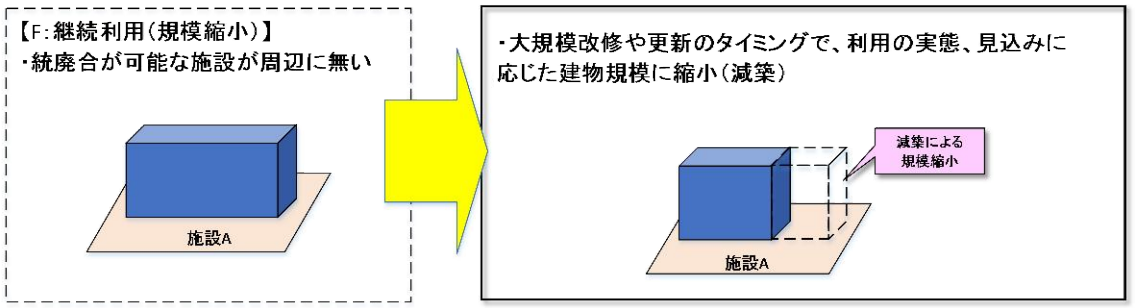

③ サービス配置の適正化

“サービスを提供する建物や場所を見直せば、コスト削減やサービス向上につながらないか？”といった視点から、サービス提供に資する建物の総量削減の可能性を検討します。

【 (3)-1 】

- 複数のサービスを集約することで施設の魅力向上が期待される（利用者が共通、提供サービスに関連性がある、世代間の交流が生まれる、他地域の人との交流が生まれる　など）

サービス存続

【実現の可能性がある建物の方向性】

サブ評価項目
- ✓ **建物の老朽化程度**
  ⇒建築から 30 年以上経過しているかどうか
  ⇒建物が利用可能かの評価

30 年以上経過している

＜評価項目＞
- ✓ サービス集約のメリットを定性的に評価
  ⇒複合化（集約化）の事例

【建物が老朽化している場合】
- **複合化**による施設総量の削減
  ［※複合施設は大規模化する可能性あり。廃止施設との差し引きで総量削減］
  ⇒「B:複合化（集約化）」の可能性あり

＜複合化（集約化）のイメージ＞

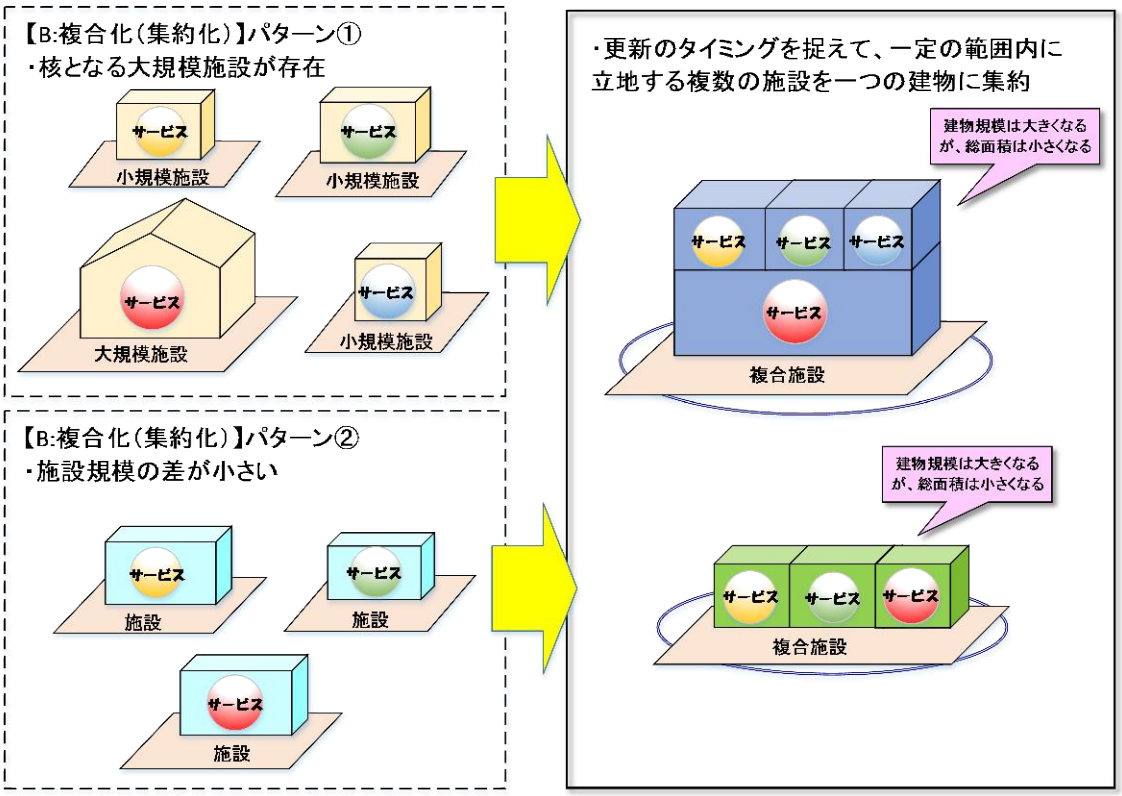

【　(3)-2　】

- 施設分類が異なる他の施設で、同様のサービスを提供している
- 同様の建物やスペースを利用して、目的や内容が異なるサービスを提供している

サービス存続

【実現の可能性がある建物の方向性】

サブ評価項目
✓ **建物の老朽化程度**
⇒建築から 30 年以上経過しているかどうか
⇒建物が利用可能かの評価

30 年以上経過している

✓ **個別施設のサービス内容を評価**
⇒同地域内で複数存在する貸館を保有しているか（会議室、プール、体育館等）

✓ **貸館の稼働率を評価**

【建物が老朽化している場合】
- **複合化（共用化）**による施設数の削減
（※共用化される施設の建物は原則処分）
⇒「C：複合化（共用化）」の可能性あり

＜複合化（共用化）のイメージ＞

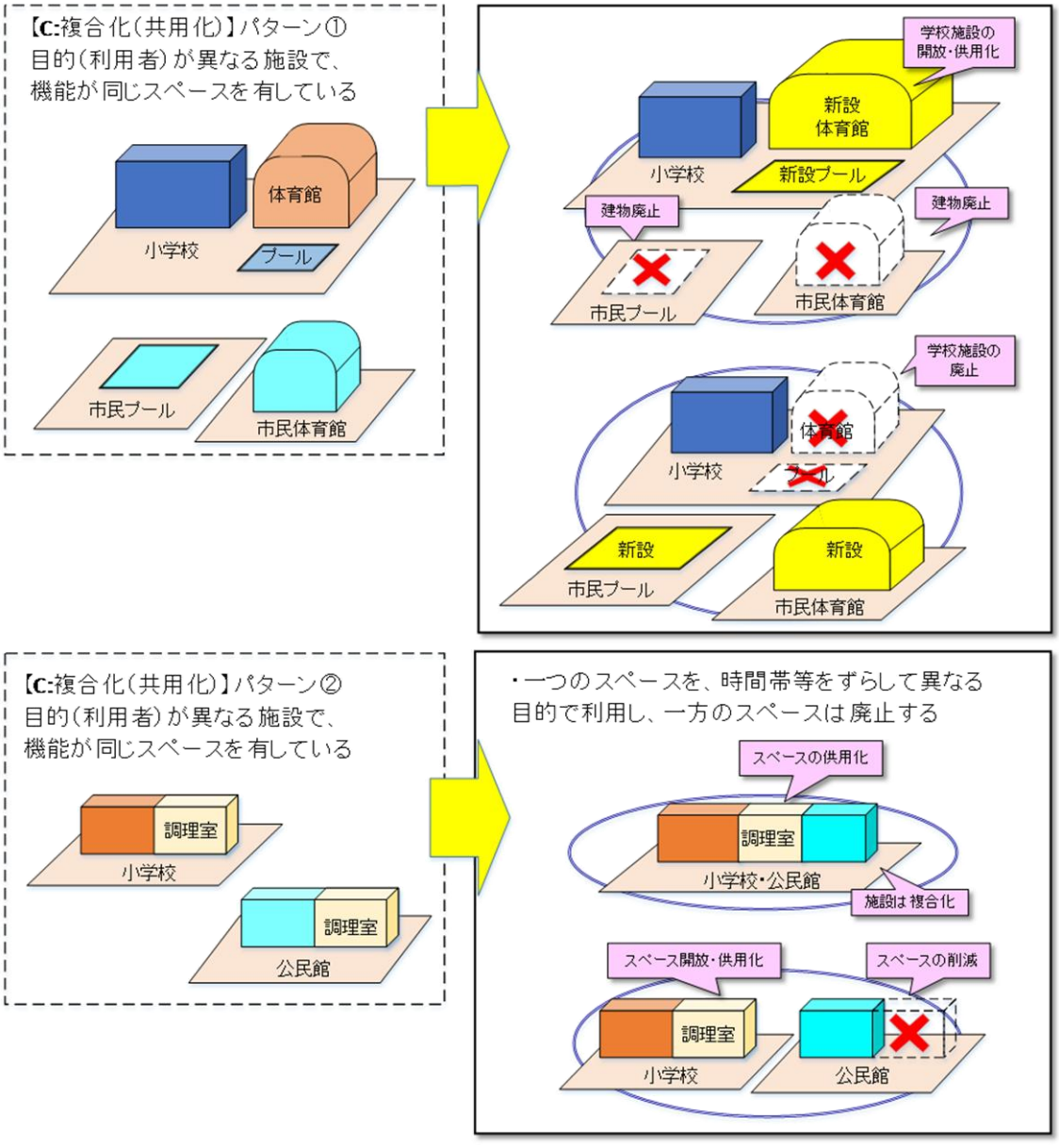

【 (3)-3 】

【実現の可能性がある建物の方向性】

・ 施設が比較的に新しくスペースに余裕がある

サービス存続

＜評価項目＞

✓ 有効性（利用度）

⇒①過去３年間の利用者数_c:減少

✓ 有効性（利用度）

⇒③今後の利用者数の見込み_c:減少見込み

※上記評価項目のうち１項目でも該当する場合

サブ評価項目

✓ **施設規模はどの程度か**

⇒大規模施設は延床面積600㎡以上の施設

※ここで、延床面積600㎡は、市内の既存複合施設の規模を踏まえ設定

延床面積が600㎡以上

サブ評価項目

✓ **建物の老朽化程度**

⇒建築から30年以上経過しているかどうか

⇒**建物が利用可能かの評価**

30年以上経過していない

【建物が利用可能で、大規模施設の場合】

・ **多目的化**による施設総量の削減

（※多目的化される施設の建物は原則処分）

⇒**「D:多目的化」の可能性あり**

＜多目的化のイメージ＞

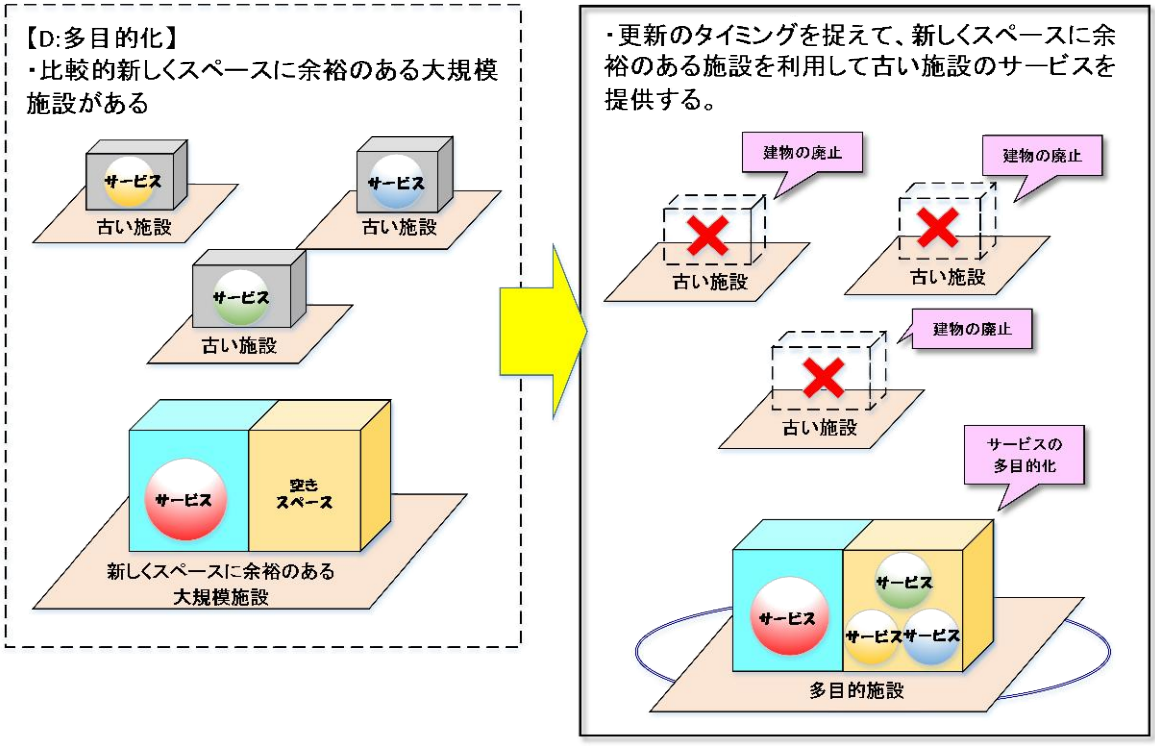

④ 事業手法の適正化

“サービス提供や建物の整備そのものを民間に任すことができないか？”といった視点から、民間活用によるコスト削減やサービス向上の可能性を検討します。

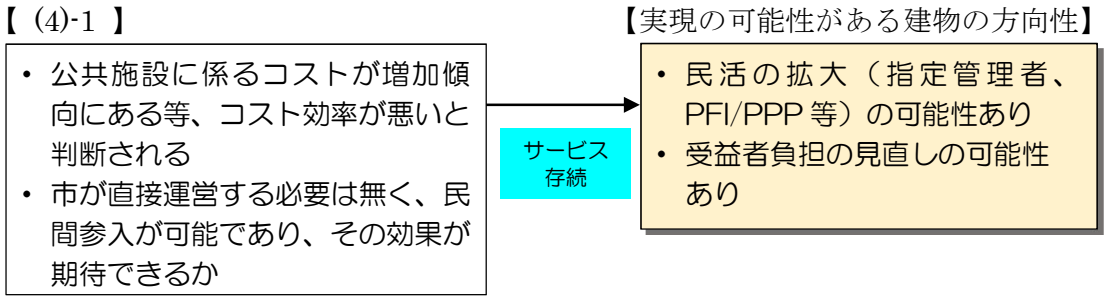

＜評価項目＞

✓ 代替性（民間参入の可能性）
⇒②民間事業者のノウハウの活用が期待できるか_c:可能

✓ 効率性（コスト）
⇒①過去３年間のコスト推移_c:増加（３年連続）

✓ 効率性（コスト）
⇒②利用者１人当たりのコスト推移_c:高い

✓ 効率性（コスト）
⇒③受益者負担の割合の妥当性_c:不適正

※民間事業者のノウハウの活用が期待でき、かつ効率性①又は②の項目のどれか１つが該当する場合
※受益者負担の割合の妥当性が低い場合

(2) 今後 10 年以内に優先的に取組むべき施設を抽出する作業

施設分類別における現状整理と把握から、建物の安全性や施設の利用状況、コスト面から今後 10 年以内において優先的に検討すべき施設を抽出します。

抽出のための判断指標は「建物の方向性」と「サービスの方向性」の２つとし、抽出された施設はその優先度を４段階に分けて表示します。

表 7-5 優先度の区分

優先度		評価内容
高	◎	優先的に再配置の検討を行う施設のうち、建物の方向性の建設年度、Is値ともに該当し、かつサービスの方向性に該当する施設
		優先的に安全対策の検討を行う施設
	○	優先的に再配置の検討を行う施設のうち、建物の方向性の建設年度、Is値のいずれか１つに該当し、かつサービスの方向性に該当する施設
	△	優先的に再配置の検討を行う施設のうち、建物の方向性の建設年度、Is値のいずれか１つ以上に該当する施設
低	▲	優先的に再配置の検討を行う施設のうち、サービスの方向性にのみ該当する施設

1) 判断指標

判断指標である「建物の方向性」と「サービスの方向性」の内容は、それぞれ次のとおりです。

「建物の方向性」・・・建設後の経過年数、耐震性能（Ｉｓ値）、稼働率、定員充足率など

「サービスの方向性」・・・施設単位面積当たりのコストなど

表 7-6 類型化の区分

目	指標	優先的に安全対策の検討を行う施設	優先的に再配置の検討を行う施設
共通	必要性	利用形態や、使用する対象者が類似している施設、全ての平均値を算出し、その平均値を閾値として設定	
建物の方向性	安全性	建設後 50 年以上経過	建設後 30 年以上経過
		Is 値	
サービスの方向性	効率性	施設に係るコスト※の平均 ※コストとは、施設の維持・管理にかかる費用の合計	

2) 優先的に検討すべき施設を抽出する手続き

「建物の方向性」と「サービスの方向性」の２つのパターンから、「優先的に安全対策（建物）の検討を行う施設」と「優先的に再配置の検討を行う施設」を抽出します。

① 第1パターン：建物の方向性（建物を現状のままサービスの提供に利用できるか。）

建設後の経過年数、耐震性能（Ｉｓ値）、稼働率、定員充足率などの指標により、抽出を行います。

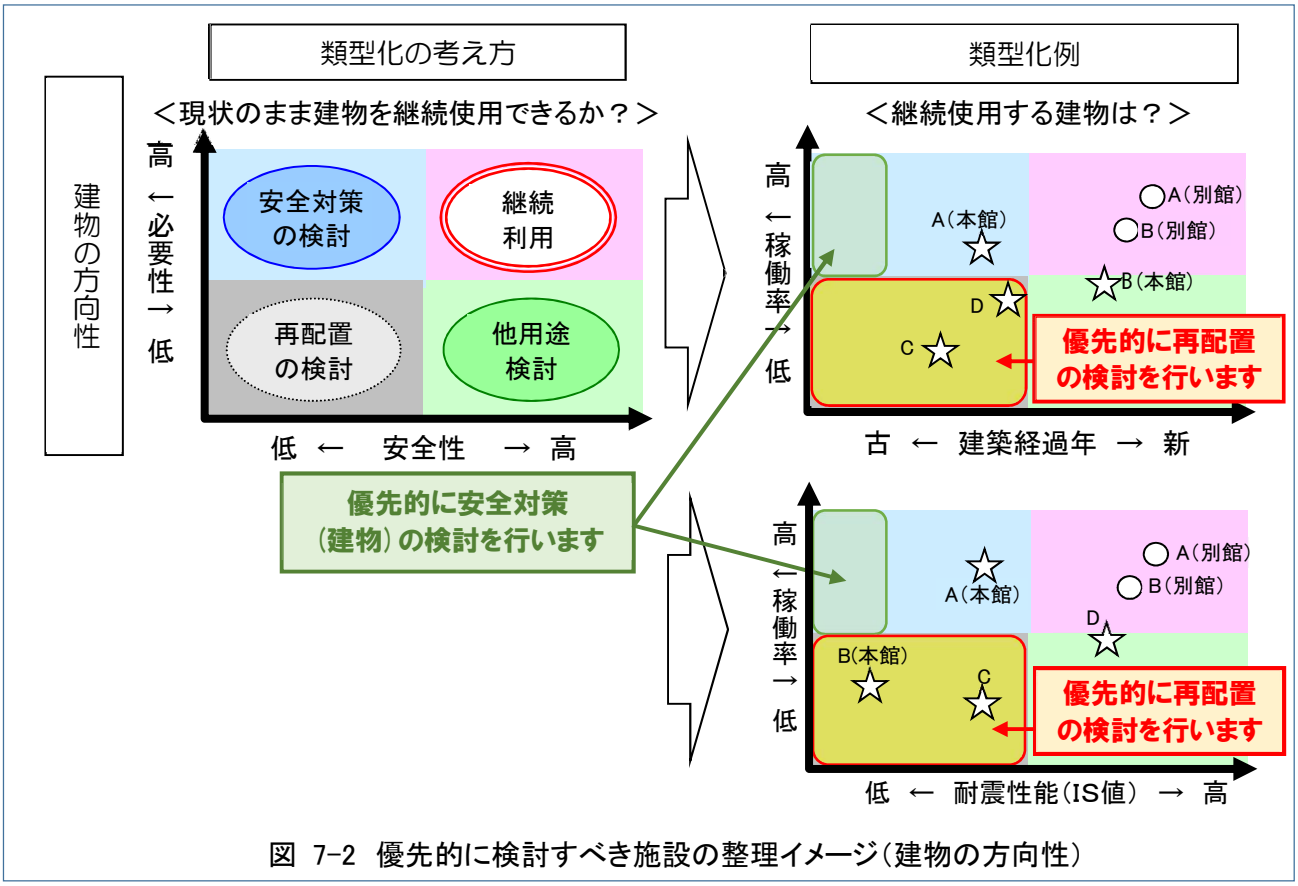

図 7-2 優先的に検討すべき施設の整理イメージ（建物の方向性）

② 第2パターン：サービスの方向性（既存のサービスの提供を継続させることが妥当か。）

施設単位面積当たりのコストなどの指標により、抽出を行います。

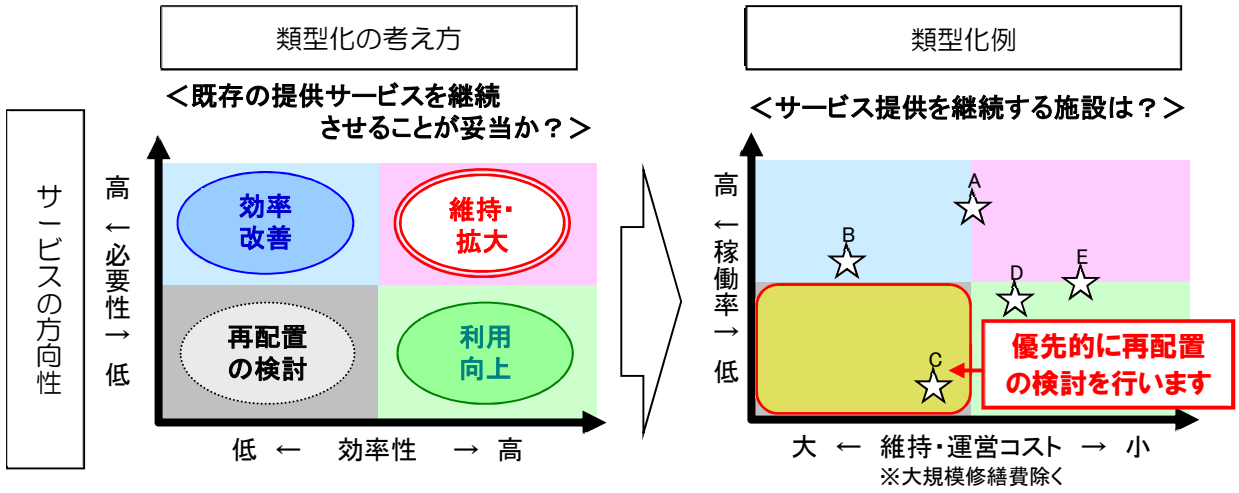

図 7-3 優先的に検討すべき施設の整理イメージ（サービスの方向性）

7.2.3 総合評価

一次評価で出された「各施設の方向性」と、「今後 10 年以内に優先的に取組むべき施設とされた施設の優先度」に、「施設に対する市としての政策的な位置付け」や「他の計画との関連性・整合性」「施設が設置された過去の経緯」などの政策的な判断を加えた総合的な評価を実施します。

7.2.4 市民参画を通じた計画の決定

設置された審議会や協議会の意見、議会の意向等を踏まえた上で、計画の最終決定を図ります。

7.3 「地域別計画」の策定

7.2 で示した手続きによって策定された各「施設分類別計画」を踏まえ、計画間において総合調整を図り、優先的に更新等に取組むこととなった施設が立地する地域又はその一部において、そこに位置する公共施設群を対象として、行政と住民が一緒になって策定するのが、「7.1.1 公共施設」において示した「地域別計画」です。

7.3.1 対象とする公共施設

公共施設は対象とする利用圏域により、

- 市域全体または市域を越えての利用者がある「広域施設」
- 合併前の旧２市２町など複数地域の利用者を対象とする「準広域施設」
- 市民の暮らしに身近な「地域施設」

の３つに区分されます。

地域別計画においては、この３つの施設の中で、主に地域施設を対象とします。

7.3.2 策定手続き等

(1) 地域別計画策定の対象エリア

地域別計画は主に市民の暮らしに身近な「地域施設」を対象とすることから、地域別計画策定対象の対象エリアは小学校区や支所の行政区域などを参考に、住民相互の結びつきが強く、日々の暮らしの基本的な活動エリアである 31 の各「コミュニティ地区」とします。

なお、福川地区については夜市川を挟んで南北に活動エリアが分かれていることから、夜市川の北側を「福川地区」、南側を「福川南地区」として、それぞれを対象エリアとします。

従って、地域別計画策定の対象エリアは 31 の「コミュニティ地区」をベースとする 32 地区とします。

(2) 策定の流れ

「地域別計画」の策定は以下のフローのとおりとします。

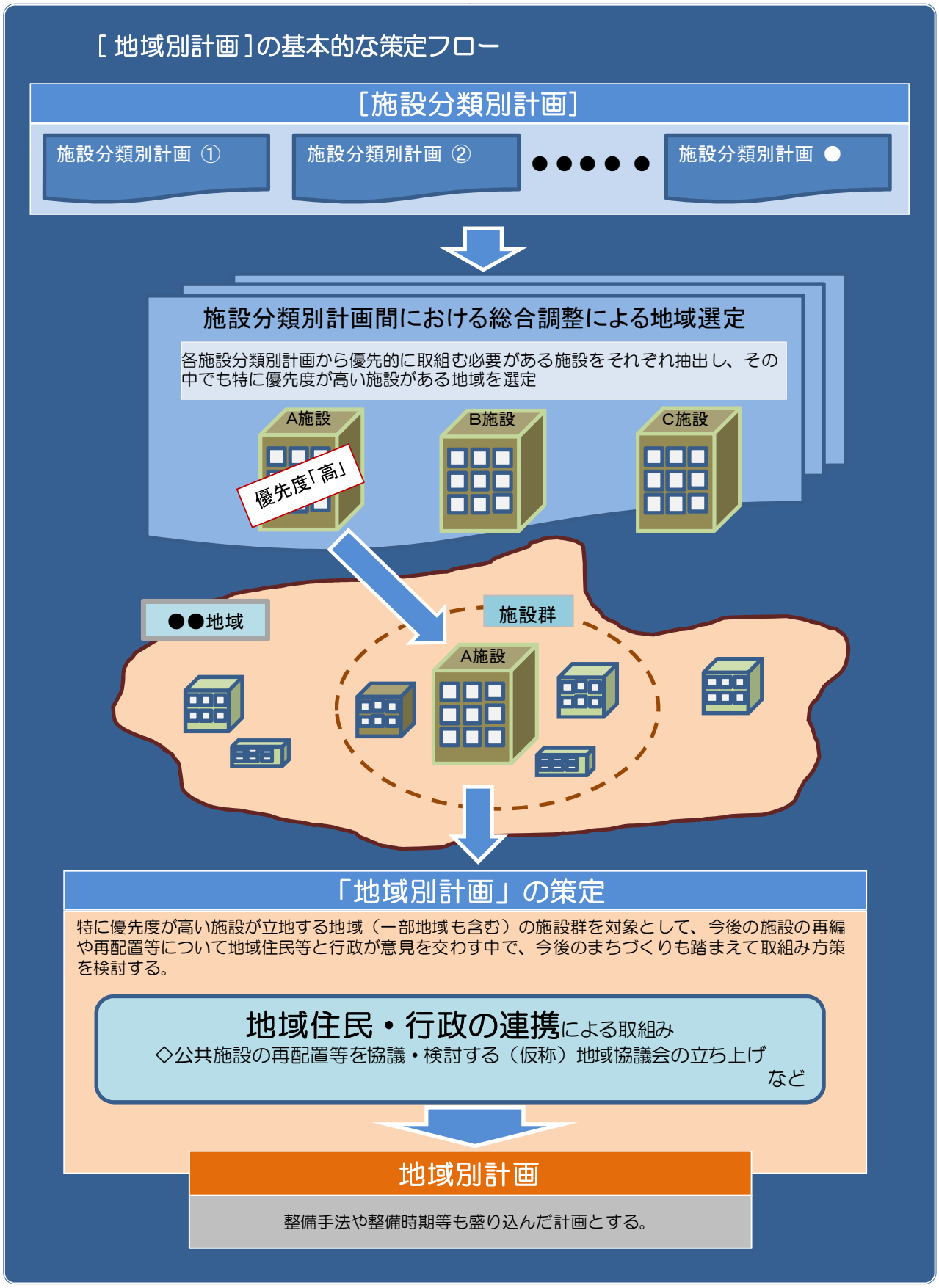

図 7-4 地域別計画の策定フロー

⑶ 具体的に地域別計画を策定する地域の選定

基本的には策定完了した各「施設分類別計画」間において総合調整を図り、優先的に更新等に取組むこととなった施設が立地する地域又はその一部を選定の対象としますが、その際以下のことも踏まえて決めていきます。

- 大規模改修や建て替え等の更新時期に迎えた、又は近く迎える施設がこの他にもある。
- 複数の公共施設が存在し再編・再配置の可能性がある。

⑷ 策定における基本的な考え方

> この「地域別計画」はその地域の住民の方々と行政が一緒になって策定していくものです。

7.3.3 その他

7.3.1 の利用圏域により区分した施設のうち「広域施設」「準広域施設」については、基本的に次のように取扱うこととします。

⑴「広域施設」

広域施設は本市又は周南地域における主要施設であり、原則継続利用（現状維持）とし、施設規模が大きいことから更新時期に合わせて複合化や、地域施設との多目的化を検討します。

⑵「準広域施設」

準広域施設は合併前の旧２市２町においてそれぞれ広域施設であった施設です。

それら準広域施設の施設保有量が市域全体の保有量として適切かどうか検証し、その方向性についても検討していく必要があります。

7.4 「8　分類別の取組み方策」及び「9　地域別の取組み方策」の位置づけ等

(1) 両方策の役割

公共施設再配置計画の策定が完了した後は、公共施設の再編・再配置に向けて、アクションプランである「施設分類別計画」と「地域別計画」の策定に取りかかっていくことになります。

その際の一つの指針や参考となる事項、素材等を現時点の状況で作成し、提供しているのが「8　分類別の取組み方策」と「9　地域別の取組み方策」です。

(2)「8　分類別の取組み方策」の「公共施設等総合管理計画」としての位置付け

平成 26 年 4 月に総務省が示した「公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針」において、今後策定する「公共施設等総合管理計画」（本市の場合、本計画がこの計画となります。）においては「施設類型ごとに、その特性を踏まえて管理に関する基本的な方針を記載すること。」とされていますが、本市においてはこれに該当するのが「8　分類別の取組み方策」とします。

(3)「9　地域別の取組み方策」の見方

既に明らかにしている今後 5 年以内（H27～H31）の取組みの方策を示すとともに、6 年目以降（H32～H46）において現時点で考える方策を選択肢として掲載しています。

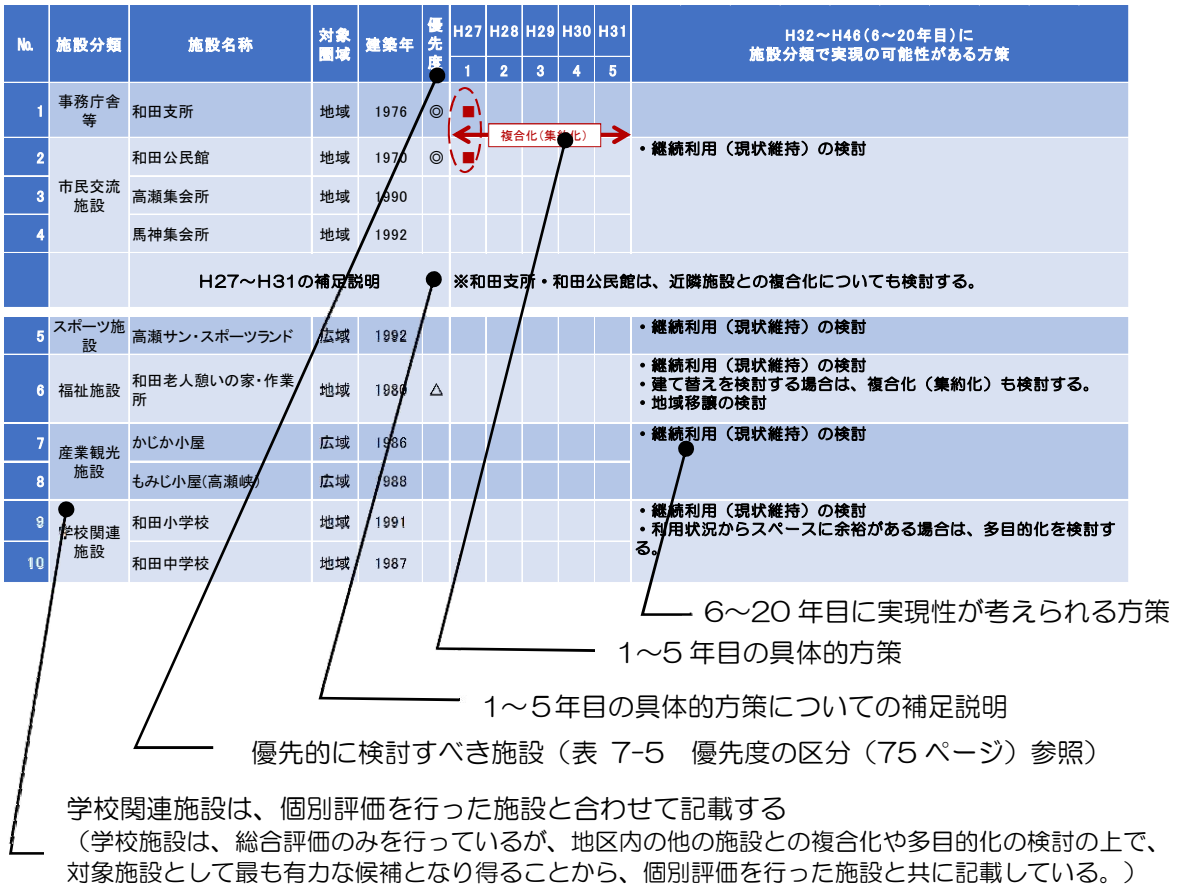

図 7-5　取組み方策の見方 1

(4)「9　地域別の取組み方策」の更新

「９　地域別の取組み方策」については、公共施設の再編・再配置について、全ての市民で情報共有を図ることで進捗につなげていくため、方策中に示された「地域特性と更新時期を踏まえた取組み方策」の表などの更新を５年ごとに行っていきます。

「地域別計画」の策定がなされた地域においては、その時点で更新を図ることにします。

(5) 総合評価のみを行った施設

総合評価のみを行った施設は、一覧で示すとともに、計画期間中（H27～H46（1～20 年目））に具体的な計画がある場合には、コメントで表示します。

No.	施設分類	施設名称	対象圏域	建築年	H27～H46（1～20年目）
41	その他	徳山駅前駐車場	広域	1971	※徳山駅前駐車場は、（仮称）新徳山駅ビルの建設に併せて施設のあり方を検討する。 ※防災資機材倉庫は、新庁舎の建設に際して複合化を検討する。
42		代々木公園地下駐車場	広域	1976	
43		徳山駅前駐輪場	広域	1997	
44		市長公舎	広域	1926	
45		フェリー基地	広域	1959	
46		公共船客待合所	広域	1972	
47		大津島巡航倉庫	広域	2000	
48		徳山駅南口エスカレーター棟（H26徳山駅南北自由通路に統合）	広域	2007	
49		防災資機材倉庫	広域	1979	
50		徳山駅南北自由通路	広域	2014	

個別施設についての具体的方策がある場合に記述

図　7-6　取組み方策の見方 2